

②門真市立第七中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければならない。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では教育目標を実現させるキーワードとして「つながり」「まなび」「きりひらく」以上3点を掲げ、七中のめざす子ども像を具現化するための教育を行っています。生徒一人ひとりが大切にされ安心して生活できる集団づくりをすすめるために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

（1）名称 「いじめ不登校対策委員会」

（2）目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

（3）構成員

学校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、養護教諭、学年代表
生徒指導部

※必要に応じて外部専門家（SC、SSW、学校医等）をメンバーに加えます。

（4）役割

- ・いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画、いじめの疑いがある場合情報の収集および集約を行い、いじめの認知を行います。
- ・生徒一人ひとりが大切にされる集団づくり ・校内研修 ・基本方針の見直し・年間計画の進捗状況の確認などを行います。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てる道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、仲間とのつながりを確認することができるよう学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・生徒一人ひとりが大切にされ安心して生活できる集団づくりを進めます。
- ・班長会議の活用をさらに推進します。
- ・学級活動、学校行事、生徒会活動、部活動を通じて生徒が活躍できるように取り組みます。
- ・すべての教科（道徳）・領域において人権尊重をはぐくむ学習活動を推進します。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に接することで生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・職員間での生徒の情報交換を密に行います。
- ・4月の二者懇談、7月、12月の三者懇談における相談活動を実施します。11月には生徒との教育相談を実施します。
- ・日頃から保護者との連絡を密にとり情報を共有します。
- ・いじめアンケートを実施し、結果を職員間で共有し、早期に対応します。
- ・すこやかホットラインなどの相談窓口の周知をします。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。

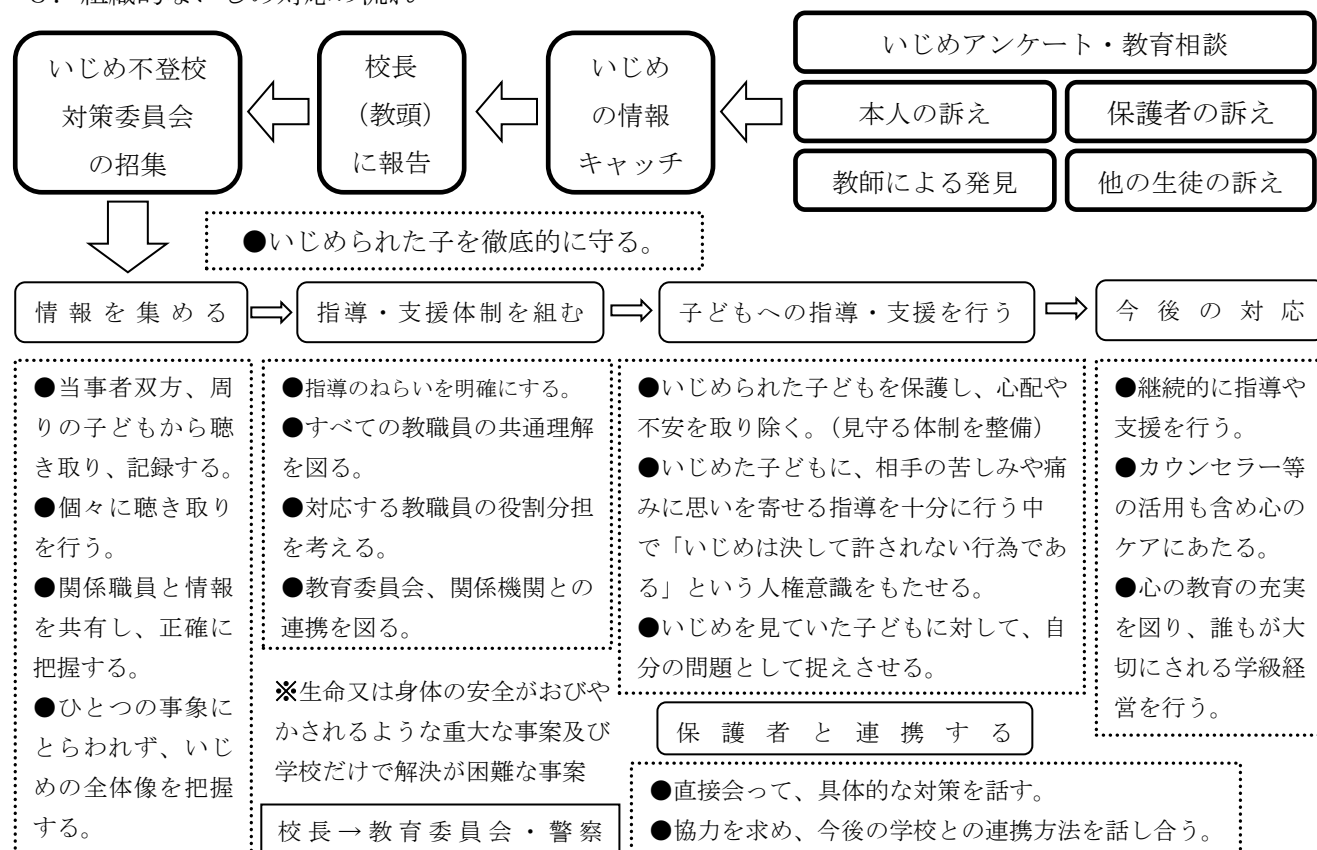
そのため、本校では以下のような取組を進めます。

- ・いじめ対策の校内組織を設置します。
- ・子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を丁寧に聞きます。
- ・すみやかに教職員間で情報を共有し、指導方針を確認して指導にあたります。
- ・当該生徒の指導とともに、他の周囲の生徒への指導もおこないます。

7. 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	学年集会 二者懇談	仲間づくり 福祉体験 取り組み	体育大会	学年集会		校外学習	七色プロジェクトの取り組み	福祉体験 職業講話	学年集会	職業講話		学年集会
2年	学年集会 二者懇談	仲間づくり 取り組み	体育大会	学年集会		職場体験			学年集会			学年集会
3年	学年集会 二者懇談	仲間づくり 取り組み	体育大会	学年集会		修学旅行 高校出前授業			学年集会			学年集会
全体	校内研修 いじめ不登校対策 委員会 生徒への周知 二者懇談 SOS受け取り研修	SOS出し方 授業	いじめアンケート	三者懇談 犯罪防止教室	校内研修			性教育 いじめアンケート 教育相談	人権学習 講演会 三者懇談		校内研修 いじめアンケート	基本方針 見直し
寄り添い、支え合う、集団づくりとともに日頃の教育活動を充実させていく												

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ不登校対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。

10. その他

- ・ 本校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、入学時、各年度の開始時（始業式）に生徒へ説明する。また、保護者には PTA 総会で説明をする。
- ・ 加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するために、外部専門家（SC、SSW や市教育委員会）と連携し、具体的な対応方針を定める。